

令和 7 年 9 月 5 日招集

第 3 回見附市議会定例会提出議件

見 附 市

市長提出議件

- | | |
|----------|---|
| 議第 5 4 号 | 見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 5 5 号 | 見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 5 6 号 | 令和 6 年度見附市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 議第 5 7 号 | 令和 6 年度見附市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議第 5 8 号 | 令和 6 年度見附市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議第 5 9 号 | 令和 6 年度見附市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議第 6 0 号 | 令和 6 年度見附市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 議第 6 1 号 | 令和 6 年度見附市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 議第 6 2 号 | 令和 6 年度見附市下水道事業会計決算の認定について |
| 議第 6 3 号 | 令和 6 年度見附市病院事業会計決算の認定について |
| 議第 6 4 号 | 令和 7 年度見附市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 議第 6 5 号 | 令和 7 年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議第 6 6 号 | 令和 7 年度見附市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

議第 6 7 号 令和 7 年度見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 6 8 号 令和 7 年度見附市病院事業会計補正予算（第 1 号）

議第 6 9 号 財産の取得について

議第 7 0 号 教育委員会委員の任命について

議第 5 4 号

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（令和 4 年見附市条
例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（その 1）に次のように加える。

20	市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を特定するための固有の番号を付番し、管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----	----	--

別表第 1（その 2）に次のように加える。

8	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---	-------	---

別表第 2（その 1） 1 の項利用される特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

（7） 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）

別表第 2（その 1） 2 の項利用される特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

(12) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)3の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(6) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)4の項利用される特定個人情報の欄中

「住民票関係情報」を

「(1) 住民票関係情報

(2) 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2(その1)5の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(8) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)6の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)7の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(14) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)8の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(15) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)9の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(6) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)10の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(7) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)11の項利用される特定個人情報の欄中

「住民票関係情報」を

「(1) 住民票関係情報

(2) 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2(その1)12の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(5) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)13の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(5) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)14の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(8) 住登外者宛名情報

別表第2（その1）15の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）16の項利用される特定個人情報の欄中

「住民票関係情報」を

「（1） 住民票関係情報

（2） 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2（その1）17の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（8） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）18の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（4） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）19の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（4） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）20の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（5） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）21の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（6） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）22の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（14） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）23の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）24の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（6） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）25の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（5） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）26の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（3） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）27の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（4） 住登外者宛名情報

別表第2（その1）28の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)29の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)30の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(10) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)31の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(11) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)32の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)33の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(11) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)34の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(8) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)35の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(13) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)36の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(13) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)37の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(13) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)38の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(13) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)39の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(7) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)40の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(9) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)41の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(9) 住登外者宛名情報

別表第2(その1)42の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 住登外者宛名情報

別表第2（その1）43の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第2（その2）1の項利用される特定個人情報の欄中

「予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する情報」を

「（1） 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する
情報

（2） 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2（その2）2の項利用される特定個人情報の欄中

「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての
援助に関する情報」を

「（1） 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用に
についての援助に関する情報

（2） 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2（その2）3の項利用される特定個人情報の欄中

「子どもに対する医療費の助成に関する情報」を

「（1） 子どもに対する医療費の助成に関する情報

（2） 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2（その2）4の項利用される特定個人情報の欄中

「ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報」を

「（1） ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報

（2） 住登外者宛名情報」に改める。

別表第2（その2）5の項利用される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（3） 住登外者宛名情報

別表第3（その1）1の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第3（その1）2の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第3（その1）3の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）1の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（6） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）2の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（7） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）3の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（5） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）4の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（5） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）5の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（3） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）6の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（3） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）7の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（6） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）8の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（4） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）9の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（3） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）10の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（10） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）11の項提供される特定個人情報の欄中

「住民票関係情報」を

「（1） 住民票関係情報

（2） 住登外者宛名情報」に改める。

別表第3（その2）12の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（4） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）13の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

（3） 住登外者宛名情報

別表第3（その2）14の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 住登外者宛名情報

別表第3(その2)15の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(6) 住登外者宛名情報

別表第3(その2)16の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(5) 住登外者宛名情報

別表第3(その2)17の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(5) 住登外者宛名情報

別表第3(その2)18の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報

別表第3(その2)19の項提供される特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第 5 5 号

見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年見附市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

(見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年見附市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

議第 5 6 号

令和 6 年度見附市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度見附市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 7 号

令和 6 年度見附市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度見附市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 8 号

令和 6 年度見附市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度見附市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 9 号

令和 6 年度見附市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度見附市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 0 号

令和 6 年度見附市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度見附市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 1 号

令和 6 年度見附市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度見附市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおりに処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度見附市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 2 号

令和 6 年度見附市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度見附市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 3 号

令和 6 年度見附市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度見附市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 4 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 2 5, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 4 8 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	4,780,000	233,424	5,013,424
	1 地方交付税	4,780,000	233,424	5,013,424
14	国庫支出金	3,623,570	7,678	3,631,248
	2 国庫補助金	1,536,058	7,678	1,543,736
15	県支出金	1,554,950	4,240	1,559,190
	2 県補助金	367,077	4,240	371,317
17	寄附金	511,003	500,000	1,011,003
	1 寄附金	511,003	500,000	1,011,003
18	繰入金	1,501,346	74,117	1,575,463
	2 基金繰入金	1,370,172	74,117	1,444,289
19	繰越金	64,898	399,182	464,080
	1 繰越金	64,898	399,182	464,080
20	諸収入	207,973	459	208,432
	4 雑入	152,151	459	152,610
21	市債	1,459,500	5,900	1,465,400
	1 市債	1,459,500	5,900	1,465,400
歳 入 合 計		20,264,000	1,225,000	21,489,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	議会費	154,057	1,433	155,490
	1 議会費	154,057	1,433	155,490
2	総務費	2,890,419	1,200,784	4,091,203
	1 総務管理費	2,462,695	1,200,784	3,663,479
3	民生費	7,089,361	21,103	7,110,464
	1 社会福祉費	3,494,207	11,187	3,505,394
	2 児童福祉費	3,324,388	9,916	3,334,304
4	衛生費	1,715,992	1,277	1,717,269
	1 保健衛生費	1,072,891	1,277	1,074,168
7	商工費	256,284	154	256,438
	1 商工費	256,284	154	256,438
9	消防費	783,381	92	783,473
	1 消防費	783,381	92	783,473
10	教育費	3,006,088	157	3,006,245
	2 小学校費	1,433,632	44	1,433,676
	6 保健体育費	450,552	113	450,665
歳 出 合 計		20,264,000	1,225,000	21,489,000

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起 債 の方法	利 率	償還の方法	限度額	起 債 の方法	利 率	償 還 の方法
斎場施設整備事業	千円 4,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りをすることができるものとする。	千円 5,700	変更 なし	変更 なし	変更 なし
公立保育所施設整備事業	8,100				13,100			

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 10 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,780,000	233,424	5,013,424
	1	地方交付税	4,780,000	233,424	5,013,424
	1	地方交付税	4,780,000	233,424	5,013,424
14		国庫支出金	3,623,570	7,678	3,631,248
	2	国庫補助金	1,536,058	7,678	1,543,736
	2	民生費国庫補助金	192,473	7,678	200,151
15		県支出金	1,554,950	4,240	1,559,190
	2	県補助金	367,077	4,240	371,317
	2	民生費県補助金	212,927	4,240	217,167
17		寄附金	511,003	500,000	1,011,003
	1	寄附金	511,003	500,000	1,011,003
	1	一般寄附金	502,001	500,000	1,002,001
18		繰入金	1,501,346	74,117	1,575,463
	2	基金繰入金	1,370,172	74,117	1,444,289
	1	財政調整基金繰入金	499,000	74,117	573,117
19		繰越金	64,898	399,182	464,080
	1	繰越金	64,898	399,182	464,080
	1	繰越金	64,898	399,182	464,080
20		諸収入	207,973	459	208,432
	4	雑入	152,151	459	152,610
	4	雑入	151,538	459	151,997
21		市債	1,459,500	5,900	1,465,400
	1	市債	1,459,500	5,900	1,465,400
	2	民生債	8,800	5,000	13,800
	3	衛生債	104,600	900	105,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	233,424	1 普通交付税	233,424
4 老人福祉費補助金	7,678	1 地域介護・福祉空間整備交付金	7,678
3 児童福祉費補助金	4,240	1 新潟県放課後児童クラブ等支援交付金	4,240
1 一般寄附金	500,000	1 一般寄附金（ふるさと納税分）	500,000
1 財政調整基金繰入金	74,117	1 財政調整基金繰入金	74,117
1 繰越金	399,182	1 前年度分	399,182
5 商工費雑入	154	1 自動車損害共済災害共済金（地域経済課）	154
7 消防費雑入	92	1 自動車損害共済災害共済金（消防本部）	92
8 教育費雑入	213	1 自動車損害共済災害共済金（教育総務課）	213
1 児童福祉債	5,000	1 こども・子育て支援事業債（こども課）	5,000
1 保健衛生債	900	1 公共施設等適正管理推進事業債（市民税務課）	900

10款 地方交付税 14款 国庫支出金 15款 県支出金 17款 寄附金 18款 繰入金 19款 繰越金
20款 諸収入 21款 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議会費	154,057	1,433	155,490		1,433
	1		議会費	154,057	1,433	155,490		1,433
		1	議会費	154,057	1,433	155,490		1,433
2			総務費	2,890,419	1,200,784	4,091,203		1,200,784
	1		総務管理費	2,462,695	1,200,784	3,663,479		1,200,784
		3	財政会計管理費	436,265	732,041	1,168,306		732,041
		4	財産管理費	152,338	290	152,628		290
		5	企画費	323,858	324,907	648,765		324,907
3			民生費	7,089,361	21,103	7,110,464	16,918	4,185
	1		社会福祉費	3,494,207	11,187	3,505,394	7,678	3,509

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	664	1 議員活動費	1,433
		議員報酬	664
3 職員手当等	220	議員報酬	664
		議員手当	220
4 共済費	549	議員期末手当	220
		議員共済会負担金	549
		議員共済会負担金	549
24 積立金	732,041	1 財政調整基金	232,041
		積立金	232,041
		2 ふるさと応援基金	500,000
		積立金	500,000
12 委託料	290	1 普通財産管理費	290
		委託料	290
		測量等業務委託料	290
7 報償費	205,000	1 ふるさと見附応援寄附金事業	324,907
		報償費	205,000
11 役務費	90,376	ふるさと納税お礼	205,000
		通信運搬費	87,576
12 委託料	29,531	ふるさと納税申込みサイト使用料	57,690
		郵便料	2,179
		寄附情報管理システム料	1,111
		運搬料	24,227
		返礼品配送管理システム使用料	2,369
		広告料	2,800
		委託料	29,531
		ふるさと納税事務委託料	29,531
11 役務費	11,670	1 情報管理一般経費	11,670
		通信運搬費	11,670
		通信回線料	11,670
22 償還金利子及び割引料	131,876	1 過年度分国県支出金精算返納金	131,876
		償還金	131,876
		過年度分国県支出金精算返納金	131,876

1 款 議会費 2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		2 老人福祉費	1,502,774	11,187	1,513,961	国庫支出金 7,678	3,509
	2	児童福祉費	3,324,388	9,916	3,334,304	9,240	676
		1 児童福祉総務費	466,565	4,240	470,805	県支出金 4,240	
		2 児童措置費	1,942,291	5,676	1,947,967	地方債 5,000	676
4		衛生費	1,715,992	1,277	1,717,269	900	377
	1	保健衛生費	1,072,891	1,277	1,074,168	900	377
		1 保健衛生総務費	528,639	232	528,871		232
		6 斎場費	25,300	1,045	26,345	地方債 900	145
7		商工費	256,284	154	256,438	154	
	1	商工費	256,284	154	256,438	154	
		1 商工総務費	107,353	154	107,507	その他 154	
9		消防費	783,381	92	783,473	92	
	1	消防費	783,381	92	783,473	92	
		1 常備消防費	501,516	92	501,608	その他 92	
10		教育費	3,006,088	157	3,006,245	213	△ 56
	2	小学校費	1,433,632	44	1,433,676	213	△ 169

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	11,187	1 後期高齢者医療制度事業 負担金 療養給付費負担金（過年度分）	3,509 3,509 3,509
		2 老人福祉施設等整備費補助金 補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	7,678 7,678 7,678
18 負担金補助 及び交付金	4,240	1 放課後児童健全育成事業 補助金 放課後児童クラブ利用料負担軽減事業補助金	4,240 4,240 4,240
10 需用費	5,676	1 公立保育所運営事業 修繕料 施設修繕料	5,676 5,676 5,676
18 負担金補助 及び交付金	232	1 平日夜間・休日救急診療体制整備事業 負担金 平日夜間救急診療所運営費負担金（過年度分）	232 232 232
10 需用費	1,045	1 斎場費 修繕料 施設修繕料	1,045 1,045 1,045
21 補償補填及 び賠償金	154	1 商工総務一般経費 賠償金 自動車損害賠償金	154 154 154
21 補償補填及 び賠償金	92	1 消防総務事業 賠償金 自動車損害賠償金	92 92 92

3 款 民生費 4 款 衛生費 7 款 商工費 9 款 消防費 10 款 教育費

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		1	学校管理費	1,262,573	44	1,262,617	その他 213	△ 169
	6		保健体育費	450,552	113	450,665		113
		2	体育施設費	125,006	113	125,119		113

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償補填及 び賠償金	44	1 小学校施設管理費 44 賠償金 44 自動車損害賠償金 44
10 需用費	704	1 運動公園管理費 113 修繕料 704
14 工事請負費	△ 591	施設修繕料 704 工事請負費 △ 591 テニスコートナイター照明ＬＥＤ化改修工事費 △ 591

1 0 款 教育費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中 元金償還見込額	補 正 前	補 正 後
			補 正 前	補 正 後			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	13,299,755	13,588,198	1,374,700	1,380,600	1,028,796	13,934,102	13,940,002
(1)総 務	383,607	378,917	24,500	24,500	45,900	357,517	357,517
(2)民 生	260,642	250,255	8,800	13,800	12,649	246,406	251,406
(3)衛 生	7,002,279	6,935,628	104,600	105,500	249,365	6,790,863	6,791,763
(4)労 働	14,425	13,575	1,100	1,100	1,221	13,454	13,454
(5)農 林 水 産 業	377,093	379,667	30,400	30,400	32,536	377,531	377,531
(6)商 工	163,139	113,296	4,300	4,300	54,723	62,873	62,873
(7)土 木	2,605,132	2,432,072	205,600	205,600	358,261	2,279,411	2,279,411
(8)消 防	221,218	180,377	225,400	225,400	39,668	366,109	366,109
(9)教 育	2,272,220	2,904,411	770,000	770,000	234,473	3,439,938	3,439,938
2. 災 害 復 旧 債	33,366	35,526	167,800	167,800	10,206	193,120	193,120
(1)補 助 災 害	16,116	15,313	0	0	5,831	9,482	9,482
(2)単 独 災 害	17,250	20,213	167,800	167,800	4,375	183,638	183,638
3. そ の 他	5,863,909	5,246,301	0	0	612,806	4,633,495	4,633,495
(1)減 税 補 て ん 債	14,410	6,936	0	0	4,924	2,012	2,012
(2)臨 時 財 政 対 策 債	5,498,386	4,953,645	0	0	542,487	4,411,158	4,411,158
(3)退 職 手 当 債	57,713	41,227	0	0	16,486	24,741	24,741
(4)減 収 補 て ん 債	36,000	33,893	0	0	2,109	31,784	31,784
(5)行 政 改 革 推 進 債	257,400	210,600	0	0	46,800	163,800	163,800
合 計	19,197,030	18,870,025	1,542,500	1,548,400	1,651,808	18,760,717	18,766,617

議第 6 5 号

令和 7 年度 見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度見附市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 3 4 6, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	110	6,500	6,610
	1 国庫補助金	110	6,500	6,610
歳 入 合 計		3,340,300	6,500	3,346,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	86,177	6,500	92,677
	1 総務管理費	79,333	6,500	85,833
歳 出 合 計		3,340,300	6,500	3,346,800

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
3			国庫支出金	110	6,500	6,610
	1		国庫補助金	110	6,500	6,610
		2	システム改修費等補助金	10	6,500	6,510

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 国民健康保険 制度関係業務 事業費補助金	6,500	1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	6,500

3 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			総務費	86,177	6,500	92,677	6,500	
	1		総務管理費	79,333	6,500	85,833	6,500	
		1	一般管理費	79,333	6,500	85,833	国庫支出金 6,500	

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	20	1 総務管理一般経費 6,500 印刷製本費 20
12 委託料	6,480	委託料 6,480 基幹系国保システム改修委託料 6,480

1 款 総務費

議第 6 6 号

令和 7 年度 見附市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度見附市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6 9, 5 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4	繰越金	1	3,400	3,401
	1 繰越金	1	3,400	3,401
6	国庫支出金	0	3,100	3,100
	1 国庫補助金	0	3,100	3,100
歳 入 合 計		563,000	6,500	569,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	13,968	3,100	17,068
	1 総務管理費	9,704	3,100	12,804
2	後期高齢者医療広域連合納付金	547,818	3,400	551,218
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	547,818	3,400	551,218
歳 出 合 計		563,000	6,500	569,500

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
4			繰越金	1	3,400	3,401
	1		繰越金	1	3,400	3,401
		1	繰越金	1	3,400	3,401
6			国庫支出金	0	3,100	3,100
	1		国庫補助金	0	3,100	3,100
		1	システム改修費等補助金	0	3,100	3,100

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	3,400	1 前年度分	3,400
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	3,100	1 子ども・子育て支援事業費補助金	3,100

4 款 繰越金 6 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	13,968	3,100	17,068	3,100	
	1	総務管理費	9,704	3,100	12,804	3,100	
	1	一般管理費	9,704	3,100	12,804	国庫支出金 3,100	
2		後期高齢者医療広域連 合納付金	547,818	3,400	551,218		3,400
	1	後期高齢者医療広域連 合納付金	547,818	3,400	551,218		3,400
	1	後期高齢者医療広域連 合納付金	547,818	3,400	551,218		3,400

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,100	1 総務管理一般経費 3,100 委託料 3,100 後期高齢システム改修委託料 3,100
18 負担金補助 及び交付金	3,400	1 後期高齢者医療広域連合納付金 3,400 負担金 3,400 保険料等負担金（過年度分） 3,400

1 款 総務費 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

議第 6 7 号

令和 7 年度 見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度見附市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 4， 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4， 6 1 9， 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8	繰越金	20,049	104,100	124,149
	1 繰越金	20,049	104,100	124,149
歳 入 合 計		4,515,000	104,100	4,619,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5	諸支出金	36,760	104,100	140,860
	1 償還金及び還付加算金	20,052	104,100	124,152
歳 出 合 計		4,515,000	104,100	4,619,100

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰越金	20,049	104,100	124,149
	1		繰越金	20,049	104,100	124,149
		1	繰越金	20,049	104,100	124,149

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	104,100	1 繰越金 104,100

8 款 繰越金

3 歳 出

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			諸支出金	36,760	104,100	140,860		104,100
	1		償還金及び還付加算金	20,052	104,100	124,152		104,100
		2	償還金	19,052	104,100	123,152		104,100

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子 及び割引料	104,100	1 償還金 104,100 償還金 104,100 介護給付費精算金 104,100

5 款 諸支出金

議第 6 8 号

令和 7 年度 見附市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度見附市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
臨床検査室共同運営 検体検査業務委託契約	令和 7 年度から 令和12年度まで	173, 646
病院給食業務委託契約	令和 7 年度から 令和10年度まで	177, 919

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払い義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	医業収益
臨床検査室共同運営 検体検査業務委託契 約	千円 173,646			6年 (令和7 ～12年度)	千円 173,646	千円 173,646
病院給食業務委託契 約	177,919			4年 (令和7 ～10年度)	177,919	177,919

議第 6 9 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年見附市条例第 2 6 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

見附市長 稲 田 亮

品 名	契 約 金 額	契約の相手方	契 約 の 方 法	内 容
1 人 1 台端末 整 備 業 務 (ChromeOS・ コンバーチブ ル型)	円 127,564,855	長岡市金房 3 丁目 3 番 2 号 株式会社 NS・コ ンピュータサ ービス	随意契約	小中学校児童生徒用 端末 (Chromebook) 2,669 台 【内訳】 小学校：1,735 台 中学校：918 台 予備：16 台

議第70号

教育委員会委員の任命について

見附市教育委員会委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 齋木 可奈子

住 所 見附市南本町

生年月日

令和7年9月5日提出

見附市長 稲 田 亮

